

Q1. 市民意見聴取プロセスとは何ですか？

A1. 平成 15 年度から実施してきた市民意見公募手続(パブリックコメント)制度に新たな取組を加え、施策の内容などをより分かりやすく説明する手続のことです。

具体的には、本市が計画などを策定する早い段階から施策の基本的な情報やその後のプロセスなどを広く知らせ、市民の皆さんに関心と理解をもっていただきます。また、施策策定の熟度が比較的低い段階(素案を策定する前の段階)で、アンケートや説明会などを通して、市民の皆さんの意向や意見を聴取し、施策の検討に活かしていくとともに、その後の素案を示す段階で、市民意見公募手続(パブリックコメント)を実施し、市民の皆さんからの行政とは異なる視点でいただいた意見を募集し、施策をより良いものにしていきます。

新たに加えた取組は、主に、次の①～③です。

- ① 市の素案を作成する前の段階で、現状や課題、考え方や策定までのスケジュールなどを公表します。
- ② 市の素案を作成する早い段階で、市民意向調査としてタウンミーティングやアンケートなどを実施し、市民の皆さんの意向や意見を聴きます。
- ③ 市民の皆さんの意向や意見を踏まえて、市の素案を作成します。

Q2. 市民意見聴取プロセスの目的は何ですか？

A2. ▽ 市民の市政へ関心と理解をより高める

- ▽ これまで以上に説明責任を果たす
- ▽ 市政への市民参画をさらに促し、よりよい政策形成を図る ことを目的としています。

Q3. 従前の市民意見公募手続(パブリックコメント)制度とどこが違うのですか？

A3. これまで実施してきた市民意見公募手続(パブリックコメント)制度は

- ▽ 市民が施策の内容を検討する期間が限られている
 - ▽ 施策の内容などがわかりにくい
 - ▽ 寄せられた市民意見の内容を施策に十分に反映させることが困難である
 - ▽ 市民が提出した意見がどのように検討され、活かされているか見えにくい
- などの課題が指摘され、本来の趣旨目的に沿った運用が十分に実現できていませんでした。こうしたことから、上記A1. の①～③の取組を加えて、新しく制度化したものです。

Q4. どのようなものが市民意見聴取プロセスの対象となりますか？

A4. 基本的には、これまでの市民意見公募手続(パブリックコメント)制度と同じです。市の基本的な方針や、市民生活等に大きな影響を与える制度を定める条例などを制定、改廃しようとする場合のほか、市の主要施策を策定する場合に、市民意見聴取プロセスの手続をとることとしています。(例:基本構想、総合計画、実施計画、憲章、宣言、市税条例、公の施設設置管理条例、住環境整備条例、水道給水条例など)
ただし、以下のものについては手続きの対象となりません。

- ・法令に基づくもので市の裁量の余地がないもの
- ・法令等により公聴会や縦覧等の手続きが定められ、本制度に寄らずとも市民等の意見を反映する機会が確保されているもの(例:都市計画法で定める案件など)
- ・緊急を要する施策(例:災害時の緊急な事態への対応など)

Q5. 市民意見聴取プロセスは、尼崎市民しか意見を提出できないのですか？

A5. 尼崎市内に在住、在勤、在学を問わず、本市の市政に関心を持っていただいている方なら誰でも(個人、団体を問わず)、意見を提出していただくことができます。

これは、広く意見を募集することで各種情報や専門的知識の提供も期待できることから、居住地や年齢に関わらず、本市の市政に関心を持っていただける全ての方々を対象としているものです。

Q6. (ステップ1)の「重要施策や計画などの策定に着手する段階」とはどの段階ですか？

A6. 「着手する段階」とは、基本的に、重要施策や計画などの策定に、市としてとりかかる段階を指します。案件によりその時期は異なりますが、具体的には、予算案が議決された後、新年度から課題整理を始める段階や、外部委員などと議論を始める段階などが該当します。この段階で、案件についての基本情報と施策を策定するまでのスケジュール(政策形成プロセス)を公表し、市民の皆さんに本市が何をどのように進めていこうとしているのかについて、明らかにします。

Q7. (ステップ1)で公表される「市民意見聴取に係る施策の概要」や「政策形成プロセス計画書」はどこで見ることができますか？

A7. 公表の時期は、市報の「市民意見聴取プロセス」のコーナーでお知らせします。各案件の詳しい内容は、実施担当課や市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR 尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、中央・北図書館、市のホームページ等で閲覧できます。

Q8. (ステップ2)の市民意向調査とはどのようなものですか？

A8. 市の素案を作成する早い段階で、市民意向調査としてタウンミーティングやアンケート調査などを実施し、市民の皆さんの意向や意見を聴くものです。実施方法は、各所管局が適当と考える方法としていますので、案件によって異なります。その結果得られた市民の皆さんの意向や意見を踏まえて、市の素案を作成します。この取組により、市民の皆さんの意見の内容を施策に反映させやすくなります。ただし、内容の専門性が高い案件や市に裁量があるもののほぼ国の基準に沿った基準の制定など、その効果を十分に発揮できないもの(例：介護保険事業や障害福祉における事業所の人員等を定める条例の改正など)は、市民意向調査を省略することができるとしています。

Q9. (ステップ2)の市民意向調査の実施については、どこで知ることができますか？

A9. 実施時期は、市報の「市民意見聴取プロセス」のコーナーでお知らせします。市民意向調査の詳しい内容は、市のホームページで閲覧できます。

Q10. (ステップ3)の意見公募手続(パブリックコメント)は、どのようなものですか？

A10. 基本的には、これまでの市民意見公募手続(パブリックコメント)制度と同じです。

以下の(ステップ3)から(ステップ5)の一連の手続きを意見公募手続(パブリックコメント)と言います。

- ・(ステップ3)市民意向調査の結果を踏まえて、市としての素案を決定、公表し、パブリックコメントを実施します。その際、施策の目的や概要などを簡潔にまとめた資料なども公表し、内容を分かりやすく説明します。
- ・(ステップ4)その後、パブリックコメントで市民の皆さんから寄せられた意見を整理・考慮して、最終的な市としての案を作成します。
- ・(ステップ5)そして、市の案を決定し、決定した市の案とパブリックコメントの結果を公表します。

Q11. 「複数案の提示」とは何ですか？また、その目的は。

A11. 「複数案の提示」とは、(ステップ2)の市民意向調査や(ステップ3)の意見公募手続を実施する際に、それぞれの時点で複数の検討案があればそれを示し、また、それ以外にも検討の過程で生じた論点をメリット・デメリットなどとともに示すことを指します。こうしたことにより、市として選択した施策について、市民の皆さんの関心と理解をより高め、広く意見を聴取する提示方法です。

Q12. (ステップ3)で公表された素案はどこで見ることができますか？

A12. 公表の時期は、市報の「市民意見聴取プロセス」のコーナーでお知らせします。各案件の詳しい内容は、実施担当課や市政情報センター、各支所地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR 尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、中央・北図書館、市のホームページ等で閲覧できます。

Q13. (ステップ3)の意見公募手続(パブリックコメント)に意見を提出するには、どうすればいいのですか？

A13. いただいた意見の内容を正確に把握するために、書面で提出していただきます。提出方法は、①郵便、②ファクシミリ、③電子メール、④実施担当課への持参、の方法があります。意見提出の宛て先は、素案を公表するときにあわせてお知らせします。

Q14. (ステップ3)住所や氏名は記載しないとイケませんか？

A14. 市民と行政がパートナーとしてまちづくりに取り組んでいく意味から、責任ある立場で意見を提出していただくために、住所・氏名の記載をお願いしています。(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称並びにその代表者の氏名の記載をお願いしています)

Q15. (ステップ3)提出した意見はどのように扱われますか？

A15. いただいたご意見は、単に賛否や要望を表したものでないこと、また代案としての合理性などを考慮しながら最終的な意思決定を行います。なお、(ステップ5)のパブリックコメント結果の公表では、いただいたご意見に対する市の考え方を公表するとともに、素案を修正した場合についてはその内容や理由をあわせて公表します。

Q16. 反対意見が多ければ、素案は撤回されますか？

A16. この制度は、重要施策などを決定する前に、市民の皆さんに事前に説明し、提出していただいた意見を参考により良いものに高めていこうとするもので、公表した素案の賛成・反対の意見の多さにより本市の意思決定の方向を判断するものではありません。したがって、多数意見も少数意見も一つの意見として同じ扱いとさせていただきます。

Q17. 要綱の解説第3条にある「非常に限定された区域や特定の範囲の者」とは何を指していますか？

A17. 「非常に限定された区域や特定範囲の者」は、「限られた街区」及び「限られた街区に居住する市民、事業者等」を想定しています。例えば、都市計画の地区計画の策定や、生産緑地地区の指定などは、この制度の対象外としています。